

大学等名	上越教育大学
プログラム名	数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)

リテラシーレベルのプログラムを構成する授業科目について

① 教育プログラムの修了要件

学部・学科によって、修了要件は相違しない

② 対象となる学部・学科名称

③ 修了要件

学部1年次必修科目「教育情報科学概論」の2単位を修得すること。

必要最低科目数・単位数

1 科目

2 単位

履修必須の有無

令和6年度以前より、履修することが必須のプログラムとして実施

④ 現在進行中の社会変化(第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等)に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	1-1	1-6	授業科目	単位数	必須	1-1	1-6
教育情報科学概論	2	○	○	○					

⑤ 「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	1-2	1-3	授業科目	単位数	必須	1-2	1-3
教育情報科学概論	2	○	○	○					

⑥ 「様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、様々な適用領域(流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等)の知見と組み合わせることで価値を創出するもの」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	1-4	1-5	授業科目	単位数	必須	1-4	1-5
教育情報科学概論	2	○	○	○					

⑦ 「活用にあたっての様々な留意事項(ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等)を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	3-1	3-2	授業科目	単位数	必須	3-1	3-2
教育情報科学概論	2	○	○	○					

⑧「実データ・実課題(学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3	授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3
教育情報科学概論	2	○	○	○	○						

⑨ 選択「4. オプション」の内容を含む授業科目

授業科目	選択項目	授業科目	選択項目

⑩ プログラムを構成する授業の内容

授業に含まれている内容・要素	講義内容
(1) 現在進行中の社会変化(第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等)に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている	1-1 <b>教育情報科学概論：第1回</b> 一般の情報社会での数理・データサイエンス・AIの代表的な技術(モデル化、シミュレーション、 <b>ビッグデータ</b> 、IoT、古典AI、生成AI、ロボティクス)の意義を知り、過去(Society1.0)から現在(第4次産業革命を経たSociety5.0)までの社会的・歴史的な変化や動向として、 <b>データ量の増加、計算機の処理性能の向上、AIの非連続的進化</b> を遂げたデータ駆動型社会を押さえる。 さらに、学校教育での数理・データサイエンス・AIにも目を向け、 <b>人間の知的活動とAIの関係性</b> を究めることの意義を知り、過去から現在まで(～学校3.0)の社会的・歴史的な変化や動向を押さえることを通じて、 <b>データを起点としたものの方、人間の知的活動を起点としたものの方</b> の双方を自ら知る。
	1-6 <b>教育情報科学概論：第1回、第11回、第12回</b> われわれの生活と密接に結びついている数理・データサイエンス・人工知能の利活用について、ビジネスモデルやテクノロジーの面から知る。 <b>AI等を活用した新しいビジネスモデル</b> として、(商品のレコメンデーションなどを)題材とし、そこでの <b>AI最新技術の活用例(深層生成モデル、強化学習、転移学習、生成AIなど)</b> を示す。 また、教育でのデータ利活用の現場と最新動向として、実際の学校現場での数理・データサイエンス・人工知能の利活用について、ビジネスモデルやテクノロジーの面から知る。特に生成AIを題材とし、 <b>基礎モデル、大規模言語モデル、拡散モデル</b> の活用例を示す。
(2) 「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの	1-2 <b>教育情報科学概論：第1回</b> 社会で運用されている実データ(調査データ、実験データ)について取り上げ、 <b>1次データから2次データ</b> を得るための分析手法を知る。さらに、 <b>データのオープン化</b> がなされたサイトへ接続し、データセットの利活用の領域や有効となる活用手法を知る。 また、学校教育で運用されている実データ(学習教材等の <b>非構造化データ(文章、画像/動画、音声/音楽など)</b> 、学習評価等の <b>構造化データ</b> )について取り上げ、そのデータセットの利活用の領域や有効となる活用手法を知る。学習教材では、 <b>データのメタ化</b> の活用事例として、LOM(Learning Object Meta-data)を、学習評価では、個人やクラスの成績処理に加え、 <b>人の行動ログデータ</b> の活用事例として、学習履歴に基づいた <b>ビッグデータとアノテーション</b> を紹介する。
	1-3 <b>教育情報科学概論：第10回、第11回、第14回</b> AI最新技術の日常への活用例(特に <b>対話、コンテンツ生成、翻訳・要約・執筆支援、コーディング支援など生成AIの応用</b> )を調べ、対話型生成AIを実際に活用することで、AIの効果的な利活用およびリスクなどについて発表する(グループワーク)。 また、教育システムにおける数理・データサイエンス・AI技術の利活用( <b>仮説検証、知識発見、原因究明、計画策定、判断支援、活動代替、新規生成など</b> )について最新動向を調べ、それらを教師が日々の学校の中でどのように扱ひ、教育活動での <b>データ・AI活用領域の広がり</b> を得ていくべきか発表する(グループワーク)。
(3) 様々なデータ利活用の現場におけるデータ活用事例が示され、様々な適用領域(流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等)の知見と組み合わせることで価値を創出するもの	1-4 <b>教育情報科学概論：第9回、第12回</b> AIとは何か、 <b>特化型AIと汎用AI、今のAIで出来ることと出来ないこと、認識技術、ルールベース、生成AIの活用(プロンプトエンジニアリング)</b> などAI技術の概要を知る。 また、教育データサイエンスとは何か、 <b>認識技術、データ解析、データ可視化、非構造化データ処理、自動化技術</b> など学習分析(ラーニングアナリティクス)のための技術の概要を知る。また、 <b>AIとビッグデータ</b> によるデータアナリティクスのプラットフォームとして、CBT(形成的評価のための学習者履歴を蓄積)、及び、LMS(総括的評価のためのeポートフォリオを蓄積)のシステム構成を知る。 ※CBT: Computer Based Testing、LMS: Learning Management System
	1-5 <b>教育情報科学概論：第10回、第11回、第14回</b> <b>流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共等におけるデータ・AI活用事例紹介</b> と同時に、ルールベース・機械学習・生成AIなどのAI技術の基礎的な仕組みを演習を通して理解し、社会における問題解決においてAI技術が利活用されることで、どのような価値が生まれているかを見出す(小演習)。 また、 <b>教育、芸術、ヘルスケア等におけるデータ・AI活用事例紹介</b> と同時に、SP表によるテスト問題分析の実際(表計算ソフトを用いた演習)を通して、 <b>データサイエンスのサイクル(課題抽出と定式化、データの取得・管理・加工、探索的データ解析、データ解析と推論、結果の共有・伝達、課題解決に向けた提案)</b> を体験的に理解し、学校教育における問題解決においてAI技術が利活用されることで、どのような価値が生まれているかを見出す(小演習)。

(4) 活用に当たっての様々な留意事項 (ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等)を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする	3-1	<p><b>教育情報科学概論：第8回</b></p> <p>ネットワーク社会での倫理的・法的・社会的な課題、個人情報の取り扱い（<b>個人情報保護、忘れられる権利、オプトアウト</b>）、<b>情報倫理（能動中傷、炎上、データのねつ造、改ざん、盗用、プライバシー保護）</b>についての配慮を知る。AI社会での倫理的・法的・社会的な課題（<b>公平性、説明責任、透明性、人間中心の判断、AIサービスの責任論</b>）、<b>生成AIの留意事項（ハルシネーション、データ・AI活用における負の事例紹介）</b>、データセットの取り扱い（データマネジメント、<b>データガバナンス</b>）についての配慮を知る。</p>
	3-2	<p><b>教育情報科学概論：第15回</b></p> <p>標的型攻撃メール訓練（<b>悪意ある情報搾取、ユーザ認証とパスワード、アクセス制御</b>）及び<b>情報セキュリティ研修（情報セキュリティの3要素、暗号化と復号、情報漏洩等によるセキュリティ事故の事例紹介）</b>を通じてデータを守るうえでの配慮を知る。</p>
(5) 実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの	2-1	<p><b>教育情報科学概論：第5回、第13回</b></p> <p>基礎的な統計についての概要（<b>統計情報の正しい理解、母集団と標本抽出、相関と因果、仮説検定、打ち切りや欠測を含むデータ</b>）を知る。データを読むことを通じて、<b>尺度（量的変数、質的変数）、データの分布と代表値（平均値、中央値、最頻値、代表値の性質の違い）、散布度（分散、標準偏差、偏差値、外れ値、誤差の扱い）</b>等の概念について理解する。 また、データのデジタル化についての概要（量子化、標本化、エンコード・デコード）を知る。デジタルデータで文字、音声、画像、動画がどのように表されるか、複数データをどのように統合して（マルチモーダル）処理するか理解する。</p>
	2-2	<p><b>教育情報科学概論：第6回、第13回</b></p> <p>基礎的な統計の話（<b>データの比較、実験計画法、様々なデータ表現、不適切なグラフ表現</b>）とシミュレーション（<b>相手に的確かつ正確に情報を伝える演習を含む</b>）。データを実際に処理し、相関、回帰についての説明を<b>スライド作成し、クラス全体へプレゼンテーション</b>を行う。 また、数理学の基本としての現象のモデル化とシミュレーションについて理解する。社会における問題解決において数理が利活用されることで、どのような価値が生まれているかを見出す。</p>
	2-3	<p><b>教育情報科学概論：第7回、第13回</b></p> <p>社会で広く活用されている実オープンデータ（各種データ、統計情報、PISAデータ）を調べて<b>データの取得とデータの集計</b>を行い、<b>データ解析ツール</b>を実際に活用して処理することで、データサイエンス技術によって社会が得られる実益を実証的に示し発表する（グループワーク）。</p>

⑪ プログラムの学修成果（学生等が身に付けられる能力等）

将来のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AIを日常生活、学校教育等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付ける。そして、学修した数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能をもとに、これらを扱う際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意志でAI等の恩恵を享受し、これらを説明し、活用できるようになる。

リテラシーレベルのプログラムの履修者数等の実績について

①プログラム開設年度

令和6年度(和暦)

②大学等全体の男女別学生数  
(令和6年5月1日時点)

男性 308人 女性 363人 (合計 671人)

③履修者・修了者の実績

学部・学科名称	学生数	入学定員	収容定員	令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		履修者数合計	履修率
				履修者数	修了者数												
学校教育学部・初等教育教員養成課程	671	160	640	169	166											169	26%
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
																0	#DIV/0!
合計	671	160	640	169	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	26%

大学等名

教育の質・履修者数を向上させるための体制・計画について

① 全学の教員数 (常勤)  人 (非常勤)  人

② プログラムの授業を教えている教員数  人

③ プログラムの運営責任者  
 (責任者名)  (役職名)

④ プログラムを改善・進化させるための体制(委員会・組織等)  
  
 (責任者名)  (役職名)

⑤ プログラムを改善・進化させるための体制を定める規則名称

⑥ 体制の目的

⑦ 具体的な構成員

⑧ 履修者数・履修率の向上に向けた計画 ※様式1の「履修必須の有無」で「計画がある」としている場合は詳細について記載すること

令和6年度実績	26%	令和7年度予定	50%	令和8年度予定	75%
令和9年度予定	100%	令和10年度予定	100%	収容定員(名)	640

具体的な計画

各年度の収容定員に対する履修率は以下のとおり

令和6年度 26% 実績  
 令和7年度 50%  
 令和8年度 75%  
 令和9年度 100%  
 令和10年度 100%

「教育情報科学概論」は1年次必修科目のため、令和6年度における1年次の履修率は100%であり、収容定員に対する履修率は学年進行により令和9年度に100%となる。

⑨ 学部・学科に関係なく希望する学生全員が受講可能となるような必要な体制・取組等

「教育情報科学概論」は卒業要件上の必修科目であるため、卒業までに全学生が受講することになる。

⑩ できる限り多くの学生が履修できるような具体的な周知方法・取組

「教育情報科学概論」は1年次必修科目であり、本科目を含めた履修方法等について、新入生オリエンテーション等で説明している。

⑪ できる限り多くの学生が履修・修得できるようなサポート体制

「教育情報科学概論」は1年次必修科目である。

⑫ 授業時間内外で学習指導、質問を受け付ける具体的な仕組み

本科目の講義資料の配付及び課題提出等は、Google Classroomを利用している。また、質問受付については、授業担当教員が研究室での対応が可能な時間帯であるオフィスアワーを公開しているとともにメールでの受付を行っており、授業時間内外での学習指導体制を整備している。

自己点検・評価について

① プログラムの自己点検・評価を行う体制(委員会・組織等)

上越教育大学教務委員会「情報」運営専門部会

(責任者名) 志村 喬

(役職名) 副学長・教務委員会委員長

② 自己点検・評価体制における意見等

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
学内からの視点	
プログラムの履修・修得状況	プログラムに位置付けている「教育情報科学概論」は1年次必修科目であり、令和6年度の履修率は100%であり、単位修得状況は98.2%であった。
学修成果	例年実施している授業評価アンケート結果及び当該授業科目のみ受講学生の課題・レポートを分析することによって、授業内容の学生の理解度を把握することができ、その結果を授業担当教員間で共有し、本教育プログラムの評価・改善に活用している。
学生アンケート等を通じた学生の内容の理解度	「教育情報科学概論」受講者全員に授業評価アンケートを実施しており、学生の理解度を分析している。
学生アンケート等を通じた後輩等他の学生への推奨度	「教育情報科学概論」は必修科目であるため、受講者から他の学生への推奨を必要としない。
全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況	「教育情報科学概論」は1年次必修科目であるため、令和6年度の1年次学生は全員履修している。学年進行により令和9年度には全学部学生の履修をする予定である。

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
<p>学外からの視点</p> <p>教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価</p> <p>産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見</p>	<p>本プログラムは令和6年度入学者から設置しており、まだ卒業者は出ていない。なお、本学では卒業生及び修了生を対象にWebアンケートによる追跡調査を実施しており、活躍状況の確認は可能である。</p> <p>企業から講師を招聘して、情報モラル、情報セキュリティ等を中心とした産業界からの視点を含めた内容をプログラム(授業)に取り入れている。</p>
<p>数理・データサイエンス・AIを「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させること</p>	<p>「学ぶ楽しさ」については、教員養成系大学の特質を活かした内容を展開し、学校現場の情報化や教育DXの動向など、教育領域での実例をもとにAI等がどのような活用をされているかを中心に好奇心を促す講義内容を盛り込んでいる。「学ぶことの意義」については、学生の授業の振り返りを活用し、その内容について評価している。</p>
<p>内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすること</p> <p>※社会の変化や生成AI等の技術の発展を踏まえて教育内容を継続的に見直すなど、より教育効果の高まる授業内容・方法とするための取組や仕組みについても該当があれば記載</p>	<p>授業評価アンケート及び授業後の学生の振り返りの記述を参考に、学生の「分かりやすさ」の観点から講義の内容・実施方法の見直しを検討している。</p>

## 科目情報

科目名	教育情報科学概論 <R6以後入学者用>
講義名	教育情報科学概論 <R6以後入学者用>
コマ	00
担当教員	石川 真、井上 久祥、大森 康正、高野 浩志
実務経験のある 教員による講義	
学年	1年
キャンパス区分	その他
開講学期	前期
開講時期	前期
曜日・時限	月 5
講義室	講301
科目種別	講義
科目区分	情報
単位区分	必
単位数	2
準備事項	
備考	

## 講義情報

### 上越教育大学学部スタンダード 到達目標

学部スタンダード (2024年度版)

II-A、II-B、V-A

### 授業の到達目標・テーマ

将来のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AIを日常の生活、学校教育等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付ける。

そして、学修した数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能をもとに、これらを図る際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意志でAI等の恩恵を享受し、これらを説明し、活用できるようになる。

## 授業の概要

- ・数理・データサイエンス・AIを活用することの「楽しさ」を知り、数理・データサイエンス・AIの技術について、好奇心や興味関心を高く持つ態度を身につけるとともに、数理・データサイエンス・AIについて「学ぶことの意義」を理解する。
- ・実データ、実課題を用いた演習など、社会での実例を題材に数理・データサイエンス・AIを活用することを通じ、現実の課題へ適切な活用法を適用できる問題解決能力を身につける。
- ・とりわけ、教員養成系大学の教育目的、分野の特性をふまえて、コンピュータの仕組み、マルチメディアデータのデジタルでの表現、教育工学でのデータ活用（データハンドリング、データ活用実践）についても学ぶ。

## 実務経験

なし

## アクティブ・ラーニングに関する事項

アクティブ・ラーニング、グループ・ワーク、グループ・ディスカッション

## 履修条件

ノートパソコンを使用するので、学部1年生は、4月中に開催されるノートパソコン準備講習会を必ず受講すること。

## 注意事項

1. 授業に関わる問い合わせは各回担当教員が対応する。全般の問い合わせは石川が対応する。
2. ノートパソコンを持参すること。（4月14日に持参できない場合は、スマートフォンで可。）
3. Google Classroomの登録をすること。 クラスコード 3xm26ns
4. 講義資料の配布、および、課題の提出等のやりとりは、原則として、Google Classroomにアップされた電子媒体で行う。各担当教員の指示に従うこと。
5. 本授業に関わるすべての情報はGoogle Classroomで確認することができる。
6. Google Classroom等を用いた提出物（課題等）については、以下の点に留意すること。
  - ・個人の成果を提出することが求められている場合、他の受講者による成果からの複写、あるいは、公の著作物よりの剽窃が認められた場合には、「不可」とする（なお、グループでの成果が求められている場合はこの限りでない。また、著作物を正しく引用し出典が明記されている場合は、この限りではない。）

## 授業時間外の課題等

講義時間外においても、課題等に取り組み、学修につとめること。

## 担当形態

複数

## 授業計画・内容

- ◎社会における数理・データサイエンス・人工知能の利活用 はじめに  
第1回 社会で起きている変化[全員]
- ◎社会における数理・データサイエンス・人工知能の利活用 数理編  
第2回 ロイロノート活用、情報のデジタル化[高野]  
第3回 コンピュータの構成と動作[高野]  
第4回 デジタル教科書紹介、モデル化とシミュレーション[高野]
- ◎社会における数理・データサイエンス・人工知能の利活用 データサイエンス/統計編  
第5回 データサイエンス（統計）でのデータ利活用の技術[石川]  
第6回 データサイエンス（統計）によるデータ分析の実例[石川]  
第7回 データサイエンス（統計）によるデータ利活用の現場と最新動向[石川]
- ◎数理・データサイエンス・人工知能の活用に応じた留意事項  
第8回 企業の講師を招聘しての情報モラル・情報セキュリティ授業[全員]
- ◎社会における数理・データサイエンス・人工知能の利活用 人工知能：AI編  
第9回 AIでのデータ利活用の技術[大森]



令和6年度（2024年度）入学者用

# 履修の手引

（学校教育学部）

【抜粋】



別表2 授業科目、単位数、標準履修年次等一覧表

(上越教育大学学校教育学部履修規程第9条別表関係)

## (1) 全コース(領域)

区分	授業科目	単位数 及び 授業方法	必修・選択等の区分			標準 履修 年次	修得単位数		
			必修	選択	自由				
人間 教育 学 関 連 科 目	教職の意義等に関する科目	人間教育学セミナー (教職の意義)	S2	2			1	必修科目2単位を修得すること。	
	「人間教育学セミナー」において修得を要する単位数計 2単位								
	実践的 人間 理解 科目	体験学習	体験学習	P1	1			1	必修科目2単位を修得すること。
			ボランティア体験	L0.5・P0.5		1		1	
			学校ボランティアA(学校支援体験)	L0.5・P0.5	1			2	
			学校ボランティアB(学校支援体験)	L0.5・P0.5		1		3	
	スポーツ 実践	教養スポーツ	教養スポーツ	P1	1			1	必修科目1単位及び選択必修科目のうち1科目1単位以上を修得すること。
			ウォータースポーツ	P1		1		1	
			スノースポーツ	P1		1		1	
			ボールゲーム	P1		1		1	
			トレーニング・ストレッチ	P1	1			1	
			伝統スポーツ(剣道・柔道)	P1		1		1	
			ウォーキング	P1		1		1	
			パルクール	P1		1		1	
	観察・参加実習	教育実地研究I(観察・参加)	L0.5・P0.5	1			1	必修科目1単位を修得すること。	
	異文化 理解	コミュニケーション英語	コミュニケーション英語A I	P1	1			1	必修科目6単位を修得すること。
			コミュニケーション英語A II	P1	1			1	
			コミュニケーション英語B I	P1	1			1	
			コミュニケーション英語B II	P1	1			1	
			コミュニケーション英語C I	P1	1			2	
			コミュニケーション英語C II	P1	1			2	
			ドイツ語・ドイツ教育事情	L1・S1		2		1	
			中国語・中国事情	S2		2		1	
			ロシア語コミュニケーション	S2		2		1	
			国際理解教育入門	S2		2		1	
			フランス教育文化事情	S2		2		1	
			スラブ文化事情	L1・S1		2		1	
			国際交流セミナー	S2		2		2	
			文化的言語的に多様な子どもの教育支援	L1		1		2	
海外教育研究A			P2		2		1		
海外教育研究B			P2		2		1		
海外教育研究C	P2		2		1				
海外教育研究D	P2		2		1				
憲法と教育	日本国憲法	L2	2			1	必修科目2単位を修得すること。		
「実践的人間理解科目」において修得を要する単位数計 13単位									

区分	授業科目	単位数 及び 授業方法	必修・選択等の区分			標準 履修 年次	修得単位数		
			必修	選択	自由				
人間 教育学 関連科目	基礎的 人間 形成 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	L2	2	2	2	必修科目4単位及び選択必修科目4科目8単位以上を修得すること。		
		比較教育学	L2		2	2			
		学校・教師の歴史と文化	L2		2	2			
		教育の哲学と思想	L2		2	2			
	教育の 基礎 理論	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概論（教育・学校心理学）	L2	2	2		2	心理臨床コースの学生は、専門科目において教育心理学概論（教育・学校心理学）が必修のため、発達心理学を修得すること。
			発達心理学	L2		2		2	
			学習心理学（学習・言語心理学）	L2	2	3			
			発達支援の心理学	L1・S1	2	3			
			健康・安全・食の教育入門	L1・S1	2	1			
	基礎的 人間 形成 科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と法規	L2	2	2		2	
			学校組織論	L2		2	2		
			教育社会学	L2		2	2		
			現代社会と学校	L2		2	2		
			生涯学習論	L2		2	2		
			人権・同和教育	L2		2	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	L2	2	2			
		基礎的 人間 形成 科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）	L2	2	2	1	
				教育課程実践論	L2		2	1	
				幼児の教育課程論	□ L2	2	2	幼年教育コースの学生は、□印2単位を修得すること。	
	基礎的 人間 形成 科目	指導法 の 基礎 理論	道徳の理論及び指導法	L2	2	2	必修科目5単位及び選択必修科目のうち1科目2単位以上を修得すること。		
			総合的な学習の時間の指導法	L1・S1	2	2			
			特別活動の指導法	L1	1	2			
			教育の方法及び技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	教育方法学と情報通信技術の活用	L2	2		2	2
教育工学と情報通信技術の活用				L2	2			3	
教育の方法及び技術			教育評価の方法と技術（心理的アセスメント）	L2	2	2			
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育・表現の指導法	▲ S2	2	2		幼年教育コースの学生は、▲印5科目10単位を修得すること。	
			保育・言葉の指導法	▲ S2	2	2			
			保育・健康の指導法	▲ S2	2	2			
			保育・人間関係の指導法	▲ S2	2	2			
	保育・環境の指導法	▲ S2	2	2					
「基礎的人間形成科目」において修得を要する単位数計									
幼年教育コースを除く各コース 19単位									
幼年教育コース 31単位									

区分	授業科目	単位数 及び 授業方法	必修・選択等の区分			標準 履修 年次	修得単位数	
			必修	選択	自由			
目相互 コミュニ ケーシ ョン科	情報	教育情報科学概論	L2	2		1	必修科目2単位を修得すること。	
		教育情報科学演習	S1		1	1		
		プログラミング教育応用演習	S2		2	2		
		プログラミング教育実践演習	S2		2	4		
	表現	表現・相互行為教育演習	S1	1		1	必修科目2単位を修得すること。	
		STEAM・表現と社会	S1	1		1		
「相互コミュニケーション科目」において修得を要する単位数計 4単位								
ブリ ッジ 科目	教科に関する 専門的事項	国語（書写を含む。）	L0.5・P0.5	1		1	必修科目10単位を修得すること。	
		社会	L1	1		1		
		算数	L1	1		1		
		理科	L1	1		1		
		総合・生活	L1	1		1		
		音楽	P1	1		1		
		図画工作	S1	1		1		
		体育	S0.5・P0.5	1		1		
		家庭	L1	1		1		
		英語	L0.5・S0.5	1		1		
「ブリッジ科目」において修得を要する単位数計 10単位								
教育 実践 科目	各教科の指導 法（情報通信 技術の活用を 含む。）	初等国語科指導法	L1・S1	2		3	必修科目20単位を修得すること。 ※教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）の履修条件となるため、必ず3年次に履修登録をすること。	
		初等社会科指導法	L1・S1	2		3		
		算数科指導法	L1・S1	2		3		
		初等理科指導法	L1・S1	2		3		
		生活科指導法	L1・S1	2		3		
		初等音楽科指導法	S2	2		3		
		図画工作科指導法	S2	2		3		
		初等体育科指導法	S2	2		3		
		初等家庭科指導法	L1・S1	2		3		
		小学校英語指導法	L1・S1	2		3		
	ガイ ダ ンス	生徒指導の 理論及び方法	生徒指導論	L1	1		2	必修科目4単位を修得すること。
		教育相談（カ ウンセリングに 関する基礎的 な知識を含む。） の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	L2	2		3	
		進路指導及 びキャリア 教育の理論 及び方法	キャリア教育論	L1	1		2	
		幼児理解の 理論及び方法	幼児理解の理論と方法	■ L2		2	3	
							幼年教育コースの学生は、 ■印2単位を修得すること。	

区分	授業科目	単位数 及び 授業方法	必修・選択等の区分			標準 履修 年次	修得単位数
			必修	選択	自由		
教育 実践 科目	教育実習	教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）	S1・P1	2			必修科目7単位を修得すること。
		教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）	L1・P4	5			
		教育実地研究Ⅳ（中等教育実習）	L1・P4		5		
		総合インターンシップ	P2		2		
<b>「教育実践科目」において修得を要する単位数計</b> <div style="text-align: right;">           幼年教育コースを除く各コース <b>31単位</b>            幼年教育コース <b>33単位</b> </div>							
特色教育科目	ICTを活用したインクルーシブ教育の授業デザイン	S2	2			1	必修科目7単位を修得すること。
	I C T活用実践演習	S2	2			3	
	学級経営の理論と実践	L1・S1	2			2	
	いじめ防止教育論	S1	1			2	
	SDGsと教育	S1		1		1	
<b>「特色教育科目」において修得を要する単位数計 7単位</b>							
教職実践演習科目	教職実践演習（幼・小・中・高）	S2	2			4	必修科目2単位を修得すること。
<b>「教職実践演習科目」において修得を要する単位数計 2単位</b>							
卒業研究		S4	4			4	必修科目4単位を修得すること。

## ○上越教育大学教務委員会「情報」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

最終改正 令和6年3月22日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会(平成16年規程第13号)第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「情報」運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、授業科目の区分・内容に沿った学部授業科目区分「情報」の円滑な授業の運営・実施を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 授業計画の立案、運営、評価及び改善に関する事項
  - (2) 授業担当者に関する事項
  - (3) その他授業運営に関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域(分野)等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学部授業科目区分「情報」の授業担当教員
- (2) その他教務委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

- 6 前項各号に掲げる委員は、委員長が委嘱する。
- 7 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 8 専門部会に部会長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。
- 9 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

- 10 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 11 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

- 12 専門部会に関する事務は、教務課において処理する。

(その他)

- 13 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、教務委員会が別

に定める。

**附 則**

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和6年3月22日）**

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

## ○上越教育大学教務委員会規程

(平成16年4月1日規程第13号)

改正	平成17年規程第27号(平成17年4月13日)	平成18年規程第2号(平成18年2月10日)
	平成19年規程第8号(平成19年3月1日)	平成20年規程第5号(平成20年3月21日)
	平成22年規程第4号(平成22年1月13日)	平成25年規程第7号(平成25年3月22日)
	平成27年規程第45号(平成27年12月24日)	平成31年規程第26号(平成31年3月22日)
	令和3年規程第28号(令和3年11月24日)	令和4年規程第15号(令和4年2月9日)
	令和5年規程第25号(令和5年3月23日)	令和6年規程第44号(令和6年3月22日)

(設置)

第1条 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会(以下「教授会」という。)の専門委員会として、上越教育大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項(教育課程の編成等に関する事項を除く。)について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の修学に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 次のアからカまでの区分により選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。)20人。ただし、20人のうち3人は、教授をもって充てる。
  - ア 学校教育実践研究コースの各領域から各1人
  - イ 教科教育・教科複合実践研究コースの人文・社会領域及び自然科学領域から各3人
  - ウ 教科教育・教科複合実践研究コースの生活・健康領域(技術・家庭)、芸術創造領域及び教科横断・総合学習領域から各2人
  - エ 教科教育・教科複合実践研究コース生活・健康領域(保健体育)から1人
  - オ 発達支援教育実践研究コースの各領域から各1人
  - カ 心理臨床研究コース心理臨床領域から1人
- (2) 学校教員養成・研修高度化センター学校教育実践部門から選出された教授、准教授又は特任教員1人
- (3) 教務課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第1号、第2号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、教務課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、第一部、第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則(平成17年規程第27号(平成17年4月13日))

この規程は、平成17年4月13日から施行する。

#### 附 則(平成18年規程第2号(平成18年2月10日))

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第四部の4人のうち1人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則(平成19年規程第8号(平成19年3月1日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年規程第5号(平成20年3月21日))

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される5人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成22年規程第4号(平成22年1月13日))

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以前から委員会の委員となっている者については、この規程により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成25年規程第7号(平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第45号(平成27年12月24日))

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される6人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成31年規程第26号(平成31年3月22日))

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、平成31年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則(令和3年規程第28号(令和3年11月24日))

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則(令和4年規程第15号(令和4年2月9日))

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和4年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号委員のうち、学校教育実践研究コースから選出される3人のうち1人、教科教育・教科複合実践研究コースから選出される13人のうち7人、発達支援教育実践研究コースから選出される3人のうち2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(令和5年規程第25号(令和5年3月23日))

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第4条第3号の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和5年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則(令和6年規程第44号(令和6年3月22日))

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和6年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号委員のうち、学校教育実践研究コースから選出される3人のうち1人、教科教育・教科複合実践研究コースの人文・社会領域、自然科学領域、生活・健康領域(技術・家庭)、芸術創造領域及び教科横断・総合学習領域から選出される12人のうち6人、教科教育・教科複合実践研究コース生活・健康領域(保健体育)から選出される1人及び発達支援教育実践研

究コースから選出される3人のうち2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

## ○国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

		(平成17年3月16日規則第4号)
改正	平成18年規則第5号(平成18年3月31日)	平成19年規則第7号(平成19年3月1日)
	平成19年規則第18号(平成19年12月25日)	平成20年規則第2号(平成20年2月20日)
	平成22年規則第8号(平成22年3月10日)	平成24年規則第3号(平成24年3月23日)
	平成26年規則第3号(平成26年3月24日)	平成27年規則第11号(平成27年3月24日)
	平成30年規則第6号(平成30年3月23日)	平成31年規則第6号(平成31年3月22日)
	令和2年規則第7号(令和2年3月11日)	令和4年規則第10号(令和4年3月24日)

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学(以下「本学」という。)における自己点検・評価、認証評価、法人評価、年次評価及び外部評価(以下「自己点検・評価等」という。)の実施体制等について必要な事項を定める。

### (目的)

第1条の2 自己点検・評価等は、本学の教育研究活動の継続的な質の向上及び業務運営等の改善を推進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的として実施する。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 学教法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第31条の2の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 年次評価 本学が自ら行う各事業年度における業務実績に係る点検及び評価をいう。
- (5) 外部評価 本学が実施した点検及び評価の結果について、教育活動の質の向上を目指すため、本学の教職員以外の者が行う評価をいう。
- (6) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、上越教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第7条から第14条までに規定する組織、学則第15条の規定に基づき設置された組織、上越教育大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程(平成29年規程第20号)の規定に基づき設置された寄附講座及び寄附研究部門、監査室並びに事務局各課等をいう。

### (実施体制)

第3条 自己点検・評価等に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会(以下「委員会」という。)が行う。

### (自己点検・評価の基本項目)

第4条 自己点検・評価の基本項目(以下「基本項目」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流

- (8) 社会連携
  - (9) 施設・設備
  - (10) 財務
  - (11) 管理運営
- (評価基準の設定)

第5条 前条に規定する基本項目の具体的な自己点検・評価の基準(以下「評価基準」という。)は、別に定めるものとする。

- 2 評価基準を定めるときは、必要に応じて部局等の意見を聴くものとする。
- 3 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準について見直しを図るものとする。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

- 2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり実施要項を定めるものとし、第4条に規定する基本項目及び前条第1項に規定する評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。
- 3 前項の実施要項を定めるに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の議を経るものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(認証評価の実施)

第7条 学教法第109条第2項に基づく認証評価は7年以内ごとに、同条第3項に基づく認証評価は5年以内ごとに受けるものとする。

- 2 認証評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について認証評価機関が定める基準等に従って実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(法人評価及び年次評価の実施)

第8条 法人評価及び年次評価の実施については、第6条第1項の規定を準用するものとする。

(外部評価の実施)

第9条 委員会は、外部評価の実施に当たり、実施要項を定めるものとし、同要項を定めるに当たっては、第6条第3項の規定を準用するものとする。

- 2 外部評価の実施に当たっては、必要に応じて外部評価委員会を設置することができるものとする。
- 3 前項の外部評価委員会の設置及び運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(学生又は学外者の意見の反映)

第10条 部局等は、自己点検・評価等の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

第11条 委員会は、自己点検・評価等を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価等の結果を決定するものとする。
- 3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第12条 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、国立大学法人上越教育大学情報戦略室(以下「情報戦略室」という。)に提出するものとする。

3 情報戦略室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定し、当該部局等の長に対して必要な指示を行い、改善策の実施状況の報告を求めるものとする。

5 情報戦略室は、前項に定める改善策の実施状況について検証を行い、検証の結果を学長に報告するものとする。

(監事への報告)

第13条 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(事務の処理)

第14条 自己点検・評価等の実施に関する事務は、関係課及び監査室の協力を得て、経営企画課において処理する。

(細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第5号(平成18年3月31日))

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第7号(平成19年3月1日))

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第18号(平成19年12月25日))

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年規則第2号(平成20年2月20日))

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第8号(平成22年3月10日))

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第3号(平成24年3月23日))

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第3号(平成26年3月24日))

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第11号(平成27年3月24日))

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第6号(平成30年3月23日))

この規則は、平成30年4月1日から施行する

附 則(平成31年規則第6号(平成31年3月22日))  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第7号(令和2年3月11日))  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第10号(令和4年3月24日))  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## ○上越教育大学教務委員会「情報」運営専門部会要項

(平成31年2月14日学長裁定)

最終改正 令和6年3月22日

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学教務委員会(平成16年規程第13号)第10条第2項に基づき、上越教育大学教務委員会の専門部会として設置する「情報」運営専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

- 2 専門部会は、授業科目の区分・内容に沿った学部授業科目区分「情報」の円滑な授業の運営・実施を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 3 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

**(1) 授業計画の立案、運営、評価及び改善に関する事項**

(2) 授業担当者に関する事項

(3) その他授業運営に関する事項

(教員組織との関係)

- 4 専門部会は、所掌する事項の実施に当たり、関係するコース・領域(分野)等と連携・協力を図るものとする。

(組織)

- 5 専門部会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1) 学部授業科目区分「情報」の授業担当教員

(2) その他教務委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する者若干人

(委嘱及び任期)

- 6 前項各号に掲げる委員は、委員長が委嘱する。

- 7 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

- 8 専門部会に部会長を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

- 9 専門部会に副部会長を置く必要がある場合は、部会長が委員のうちから指名する。

(部会運営等)

- 10 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 11 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

- 12 専門部会に関する事務は、教務課において処理する。

(その他)

- 13 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、教務委員会が別

に定める。

**附 則**

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和6年3月22日）**

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

## ○上越教育大学教務委員会規程

改正	平成17年規程第27号(平成17年4月13日)	(平成16年4月1日規程第13号)
	平成19年規程第8号(平成19年3月1日)	平成18年規程第2号(平成18年2月10日)
	平成22年規程第4号(平成22年1月13日)	平成20年規程第5号(平成20年3月21日)
	平成27年規程第45号(平成27年12月24日)	平成25年規程第7号(平成25年3月22日)
	令和3年規程第28号(令和3年11月24日)	平成31年規程第26号(平成31年3月22日)
	令和5年規程第25号(令和5年3月23日)	令和4年規程第15号(令和4年2月9日)
		令和6年規程第44号(令和6年3月22日)

(設置)

第1条 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会(以下「教授会」という。)の専門委員会として、上越教育大学教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部及び大学院の教務に関する事項(教育課程の編成等に関する事項を除く。)について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の修学に関する事項(他の委員会が所掌するものを除く。)
- (4) 内部質保証に関する事項**
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 次のアからカまでの区分により選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。)20人。ただし、20人のうち3人は、教授をもって充てる。
  - ア 学校教育実践研究コースの各領域から各1人
  - イ 教科教育・教科複合実践研究コースの人文・社会領域及び自然科学領域から各3人
  - ウ 教科教育・教科複合実践研究コースの生活・健康領域(技術・家庭)、芸術創造領域及び教科横断・総合学習領域から各2人
  - エ 教科教育・教科複合実践研究コース生活・健康領域(保健体育)から1人
  - オ 発達支援教育実践研究コースの各領域から各1人
  - カ 心理臨床研究コース心理臨床領域から1人
- (2) 学校教員養成・研修高度化センター学校教育実践部門から選出された教授、准教授又は特任教員1人
- (3) 教務課長
- (4) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第1号、第2号及び第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、教務課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、第一部、第二部及び第五部の各1人の委員並びに第三部及び第四部の各2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則(平成17年規程第27号(平成17年4月13日))

この規程は、平成17年4月13日から施行する。

#### 附 則(平成18年規程第2号(平成18年2月10日))

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第四部の4人のうち1人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、再任を妨げない。

#### 附 則(平成19年規程第8号(平成19年3月1日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年規程第5号(平成20年3月21日))

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される5人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成22年規程第4号(平成22年1月13日))

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以前から委員会の委員となっている者については、この規程により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成25年規程第7号(平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第45号(平成27年12月24日))

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号から第4号までの委員のうち、学校教育専攻から選出される6人のうちの3人、教科・領域教育専攻から選出される11人のうちの6人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成31年規程第26号(平成31年3月22日))

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、平成31年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則(令和3年規程第28号(令和3年11月24日))

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則(令和4年規程第15号(令和4年2月9日))

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和4年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号委員のうち、学校教育実践研究コースから選出される3人のうち1人、教科教育・教科複合実践研究コースから選出される13人のうち7人、発達支援教育実践研究コースから選出される3人のうち2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(令和5年規程第25号(令和5年3月23日))

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第4条第3号の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和5年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則(令和6年規程第44号(令和6年3月22日))

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和6年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。
- 3 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第1号委員のうち、学校教育実践研究コースから選出される3人のうち1人、教科教育・教科複合実践研究コースの人文・社会領域、自然科学領域、生活・健康領域(技術・家庭)、芸術創造領域及び教科横断・総合学習領域から選出される12人のうち6人、教科教育・教科複合実践研究コース生活・健康領域(保健体育)から選出される1人及び発達支援教育実践研

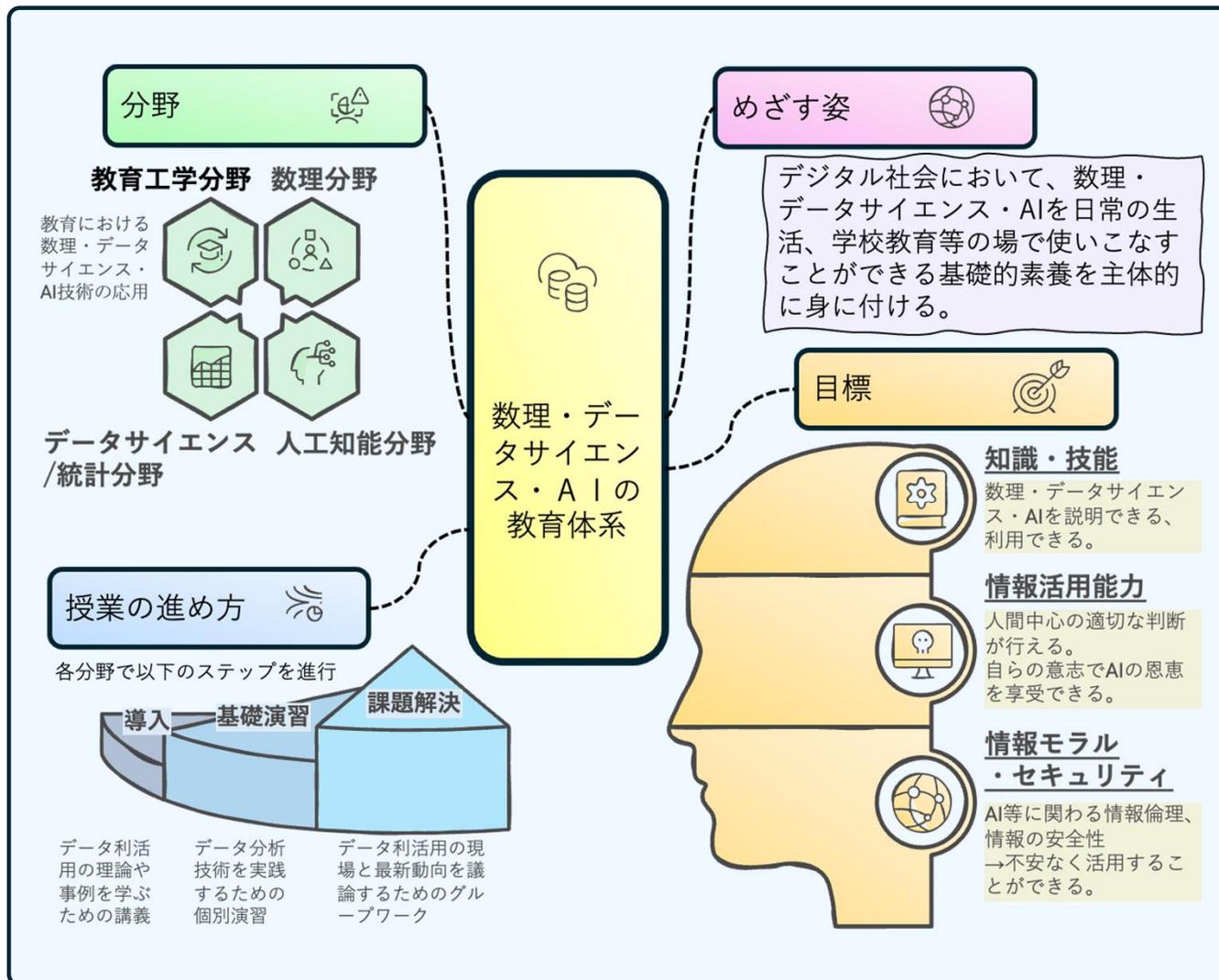
究コースから選出される3人のうち2人の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

大学等名	上越教育大学	申請レベル	リテラシーレベル
教育プログラム名	数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）	申請年度	令和7年度

## 取組概要

### 【概要】

上越教育大学に入学した学部生全員が1年次前期の必修科目「教育情報科学概論」の2単位を履修する。



### 【プログラムの目的及び身に付けられる能力】

将来のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AIを日常の生活、学校教育等の場で使いこなすことができる基礎的素養を主体的に身に付ける。そして、学修した数理・データサイエンス・AIに関する知識・技能をもとに、これらを扱う際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意志でAI等の恩恵を享受し、これらを説明し、活用できるようになる。

### 【修了要件】

「教育情報科学概論」の2単位を修得すること。

### 【プログラムの実施体制及び自己点検・評価の体制】

教務委員会のもとに置かれる「教務委員会「情報」運営専門部会」において、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」の企画・立案及び実施に必要な事項を策定するとともに、プログラムの自己点検・評価を実施し、結果を公表する。